

# ① 刑事裁判とは

## I 刑事裁判に関する基礎知識編

この章では、

- ① 刑事裁判とは
- ② 第一審の刑事裁判の流れの概要
- ③ 証拠の取調べ

について解説します。

裁判員が参加することになる刑事裁判とはどのようなものかを知りたい方は、ここをお読みください。

### 刑罰の目的

殺人、放火、強盗、窃盗などの犯罪は、国民の生命、身体、財産、生活の平穏、社会公共の秩序といった、国民や社会、国家の重要な利益を侵すものです。しかし、犯罪の被害を受けた人が、直接犯人に報復したのでは、かえって社会の秩序が乱れてしまいます。そこで、国が、このような犯罪を犯した者に対して刑罰を科すことにより、これらの重要な利益を守っています。

### 刑事裁判とは

犯罪を犯した者に刑罰を科すには、刑事裁判で有罪とされ、刑が定められなければなりません。検察官は、捜査の結果、被疑者が犯罪を犯しており、刑罰を科すのが相当だと判断した場合には、裁判所の裁判を求める「起訴」を行います。起訴ができるのは、原則として国を代表する検察官だけです。

起訴された人を「被告人」と呼び、裁判所は、被告人が起訴された犯罪を犯したのかどうか（有罪かどうか）、犯罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするかを判断します。

刑事裁判では、検察官が、「被告人が犯罪を犯したこと」を証拠により証明する責任を負います。

### ◆◆ 被告人の権利 ◆◆

被告人は、弁護士を弁護人として選任すること

ができ、自分で弁護人を選任することができない場合には、国に弁護人の選任を求めることもできます（国選弁護人）。

刑事裁判では、被告人が無実の罪で処罰されることのないよう、被告人にさまざまな権利が保障されています。上記の弁護人を選任する権利もその1つですが、そのほか、法廷では、話したくないことは話す必要はなく、話さなかったということだけで不利な扱いを受けない権利（「黙秘権」）も保障されています。

### ◆◆ 証拠による裁判 ◆◆

刑事裁判で最も重要な原則は、被告人が有罪かどうか、あるいはどのような刑にするかは、法廷で適法に調べられた証拠によってのみ判断されるということです。証拠以外の、例えば、マスコミの報道やうわさなどによって判断することは許されません。また、被告人・弁護人は、証人などの証拠の適格性や信用性を争う機会を保障されます。

### ◆◆ 有罪か無罪か ◆◆

証拠によって、被告人が犯人であることが確信できれば被告人は有罪とされますが、このような確信に至らない場合（「被告人が有罪であることに合理的な疑いが残る場合」）には、被告人は有罪とはされず、無罪とされます（「疑わしきは被告人の利益に」）。

有罪の裁判が確定すれば、検察官の指揮により、刑が執行されます。



このように、犯罪を犯した者に刑罰が科されるまでのプロセスにはいろいろな段階があり、それぞれ厳格なルールがあります。

## 犯罪の捜査と裁判所

犯罪の捜査では、警察官や検察官が被疑者を「逮捕」したり、住居などを「捜索」し、証拠品の「差押え」をしたりすることもあります。逮捕や捜索・差押えも、国民の身体の自由、住居、財産に対する制限ですので、これらを行うには、裁判官の令状（逮捕状、捜索差押許可状など）が必要であり、警察官や検察官の独断ではできません。



## 刑事裁判にかかわる人たち

最後に、刑事裁判にかかわる専門家を紹介します。  
この冊子でも、あちこちで登場します。

### 裁判官



法律では、法廷で事件について審理をして判決を言い渡す主体を「裁判所」と呼びます（ニュースなどでも、「東京地方裁判所は、〇〇被告を懲役20年とする判決を言い渡しました。」といった報道がされます。）。

ただし、「裁判所」といっても、実際に裁判を行うのは「裁判官」です。裁判員裁判以外の第一審では、一定の重大な事件などは裁判官3人の合議体で審理・判決をし、それ以外の事件は裁判官1人（単独体）で審理・判決をします。

裁判所（裁判官）は、法廷で事件の審理をする際、審理の内容を整理し、進行する役割を果たします。合議体で審理する場合は、真ん中に座っている裁判長がその役割を担当します。

裁判員裁判では、6人の裁判員と3人の裁判官が「裁判所」を構成し、1つのチームとして、上記の「裁判所」の役割を果たすことになるのです。

### 検察官



検察官は、犯罪の捜査を行い、捜査によって集めた資料（証拠）に基づき、犯人だと考える人を起訴します。また、法廷での審理に立ち会って、証人尋問など証拠により犯罪を証明するための活動（立証活動）を行います。検察官は、法廷で、起訴した事実（犯罪事実）を証明する責任を負う立場にあります。

### 弁護士



被疑者や被告人は、弁護士を弁護人として選任することができ、一定の場合には、国に弁護人の選任を求めることもできます。

弁護人は、被告人の権利を守るため、被告人に対して法律の専門家としての助言をするとともに、法廷に立ち会い、被告人のために意見を述べたり、被告人のための立証活動をします。例えば、検察官が請求した証人の証言の信用性を争うための尋問（反対尋問）をしたり、被告人に有利な証人を請求し、質問（尋問）します。また、被告人に質問してその言い分を引き出したりします。さらに、事実関係に争いが無い場合でも、例えば、被害の弁償を行ったり、被害者との間で示談をするなど、被告人の刑を軽くするための活動もします。

## ② 刑事裁判の流れ

### 第一審の刑事裁判の流れ

第一審の刑事裁判は、検察官が被告人を起訴することによって始まります。起訴は、起訴状という書面を裁判所に提出して行います。

#### ◆◆ 裁判所がすることは ◆◆

起訴状の「公訴事実」の欄には、被告人が犯したと検察官が主張する犯罪事実が具体的に書かれています。

裁判所は、起訴状に書かれた犯罪を被告人が犯したのかどうか（有罪かどうか）、犯罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするか（「量刑」といいます。）を判断します。



裁判は、公開の法廷で行われます。法廷で行われる刑事裁判の審理及び判決の手続を「公判」といい、公判を行う日を「公判期日」といいます。

#### 争点を明らかにする

法廷では、検察官が起訴状を読み上げた後、裁判所が被告人に対し、被告人が犯した犯罪行為であるとして起訴状に書かれている事実についての言い分を尋ねます。この場合、被告人は、「起訴状に書かれた事実は間違いない」と事実を認めることもあります。逆に、「起訴状に書かれた犯罪行為は一切行っていない」と起訴状に書かれ

た事実のすべてを争うこともありますし、その一部を争うこともあります。



このように、検察官の主張と、被告人側の言い分を聞くことによって、どこに争いがあるのか（争点は何か）が明らかになります。

#### 証拠を取り調べる

次に、裁判所は、争点について判断するのに必要な証拠を取り調べます。



まず、検察官が、証拠によって証明しようとする事実を主張します（冒頭陳述）。ここでは、どの証拠でどのような事実を証明しようとしているのか、それが争点との関係でどのような意味を持つのが明らかになります。

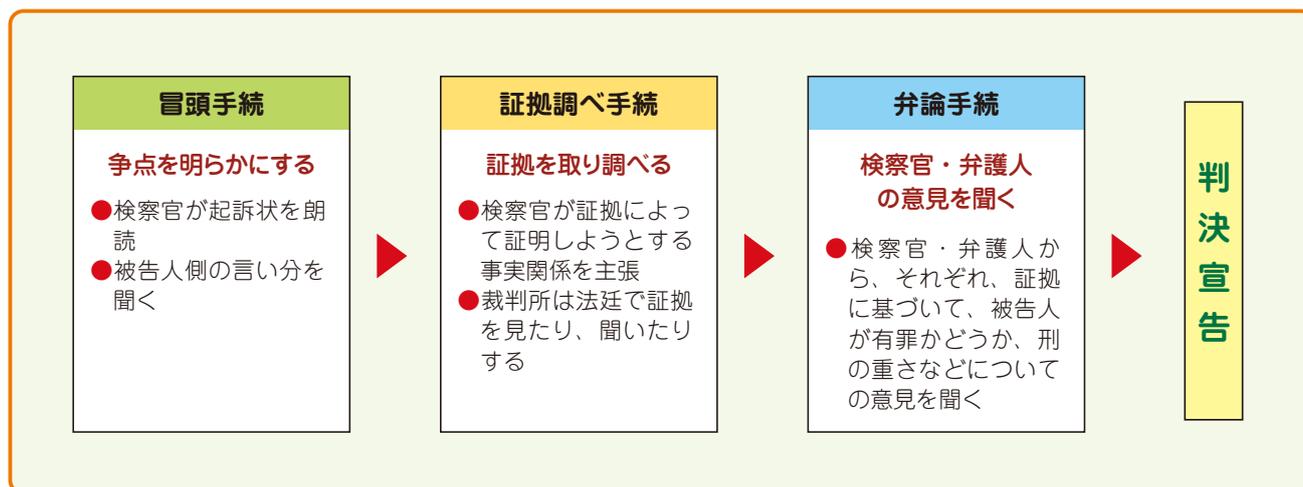
被告人が有罪であることは検察官が証明する責任を負っていますが、弁護人が、被告人に有利な事情（被告人にいわゆるアリバイがあることや、被害者との間で示談が成立していることなど）を示す証拠を出すこともあります。



裁判所は、これらの証拠を見たり、聞いたりして、事実を認定し、争点について判断をしていくのです。

「証拠から事実を認定する」ということが具体的にどのように行われるのかについては、次の③「証拠の取調べ」（5ページ）で説明します。

#### 【公判の流れ】



### 検察官・弁護人の意見を聞く

証拠の取調べが終わると、検察官と弁護人は、証拠に基づいて、被告人が有罪かどうか、刑の重さなどについて意見を述べます。いわば、それぞれの立場からの意見の総まとめといったところです。

その後、被告人も、事件について最終的な意見を述べます。これで、法廷での手続が終わります。

ここまでの手続を総称して「審理」といいます。

### 判決を宣告する

裁判所は、法廷で取り調べた証拠に基づいて、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にはどのような刑にするかについて議論をして（これを「評議」といいます。）、結論を決めます。

そして、法廷で最終的な結論（判決）を宣告します。



## 分かりやすい刑事裁判を実現するために～公判前整理手続～

公判前整理手続は、最初の公判期日の前に、裁判所、検察官、弁護人が、争点を明確にした上、これを判断するための証拠を整理し、審理計画を立てることを目的とする手続です。



これまでの刑事裁判、特に争点が複雑な事件などでは、事案の全容を解明するため、大量の書類を証拠として採用し、また、証人に対しても長時間にわたり詳細な尋問を行った上、裁判官がこれらの書類や証人尋問の記録（調書）を読み込んで判断をするという審理が少なくありませんでした。



しかし、裁判員の負担を考えると、大量の証拠書類を読んでもらうことや、長時間にわたる詳細な証人尋問の内容を理解してもらうのは大変です。そこで、裁判員裁判では、法廷での審理を見聞きするだけで争点に対する判断ができるような審理をしなければなりません。そのためには、何よりも、争点を明確なものとし、証拠を犯罪事実及び重要な情状事実の解明に必要なものに整理す

ることが必要です。裁判員法が、裁判員裁判ではすべての事件で公判前整理手続を行わなければならないとしているのは、このような考えからなのです。



公判前整理手続では、まず、検察官が、証拠により証明しようとする具体的事実（証明予定事実）を明らかにし、これを立証するための証拠の採用を裁判所に求めます。これに対し、弁護人は、検察官の証明予定事実をどのように争うかについて、その主張を具体的に明らかにし、その主張に即した証拠の採用を裁判所に求めます。これまで、検察官は、原則として裁判所に採用を求めた証拠のみを弁護人に開示することとされていましたが、公判前整理手続では、それ以外の証拠についても、一定の範囲で弁護人に開示することとなりました。これにより、弁護人は、公判前の早い段階で、こうした証拠を検討し、その主張を具体的に明らかにできるようになりました。裁判所は、検察官や弁護人の主張を踏まえて、争点の整理や証拠の採否を行い、具体的な審理計画を立てます。

### 3 証拠の取調べ

#### 証拠の取調べとは

刑事裁判では、法廷で取り調べた証拠に基づいて、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを判断します。

「証拠を取り調べる」とは、法廷で、凶器などの証拠物を見ること、検察官が書類の内容を読むのを聞くこと、証人や被告人の話を聞くことをいいます。

ここでは、「証拠を取り調べる」ことの具体的なイメージを見てみましょう。

#### ◆◆ 刺したのか？殺意は？ ◆◆

ある殺人事件で、検察官が、「被告人は、殺すつもり（殺意）をもって、包丁で被害者の胸を1回刺した」と主張し、被告人は、「被害者を脅すつもりで包丁を示したところ、奪い合いになり、もみ合って動き回っているうちに、はずみで包丁が刺さってしまった。殺すつもりはなかった」と主張しました。

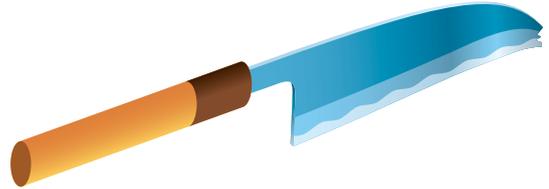
そして、検察官は、被告人が被害者の胸を1回刺したこと及び被告人に殺すつもり（殺意）があったことを証明するため、次のような証拠の取調べを請求しました。

- ① 凶器の**包丁**（先の方が曲がっており、先端が欠けている。）
- ② 被害者の死体を調べた医師の**鑑定の結果**（死体には刺し傷が1個あり、深さ15センチメートルであること、傷は背骨に達し、その部分に包丁の先端でできた傷と先端の破片があったこと。）
- ③ 事件現場の状況を記録した**実況見分調書**じっきょうけんぶんちょうしょ（現場となった室内が特に散らかっていないこと。）
- ④ **証人**（事件の目撃者）

#### ◆◆ 刺さった強さは？ ◆◆

まず、凶器の**包丁**の状態を見てみましょう。

包丁を見ると、「先の方が曲がり、先端が欠けていること」が分かります。



また、**鑑定の結果**からは、「傷が背骨に達していること」、「包丁の先端の破片が背骨に残っていたこと」が分かります。

これらのことから、包丁は、被害者に刺さったときに先端が欠け、曲がったものと考えられます。

包丁がこのように変形していることや、鑑定の結果から分かる傷の深さから、包丁が刺さった力の強さについて、どのように考えるでしょうか。

#### ◆◆ はずみで刺さったのか？ ◆◆

**実況見分調書**から、現場となった部屋の中が特に散らかっていないことが分かりました。包丁の奪い合いになって動き回っていたという被告人の言い分について、このような部屋の状況との関係で、どのように考えるでしょうか。

#### ◆◆ 目撃者は何と？ ◆◆

事件の目撃者である**証人**が、被告人がいきなり包丁で被害者を刺したと証言すると、もしその証言が信用できれば、検察官の主張どおりということになります。証人尋問では、証人がどこから見ていたかなど、証言の信用性に関する質問もされるでしょう。

#### ◆◆ 殺意の点は？ ◆◆

他方、被告人に「殺すつもり（殺意）」があったかどうかという点はのでしょうか。

これは、被告人の内心のことですが、裁判では、外部に現れた事情を基に、常識的な判断をします。仮に、検察官が主張するように、包丁で胸を1回強く刺し、深い傷を負わせたことが認められた場合、皆さんの感覚では、殺すつもり（殺意）があったと判断しますか。

具体的な事件でどのように結論が導き出されて

いくのか、より詳しく知りたい方は、「Ⅲ 裁判員が参加する裁判・評議の具体的なイメージ編」(19

ページ～)をお読みください。



### 裁判員裁判における審理の在り方～見て、聞いて、分かる裁判～

裁判員裁判では、裁判員の方々が法廷での審理を「見て、聞いて」分かるような裁判を心がけています。

そのために、裁判員裁判では、審理に先立って、公判前整理手続で事案の真相解明に必要な争点と証拠を整理します。検察官、弁護人は、そこで整理されたところに基づいて、証拠調べの初めに行われる「冒頭陳述」で、それぞれの事件の見方を踏まえて、①争点に関する双方の主張と②どの証拠でどの主張を裏付けるのかを、分かりやすく簡潔に提示します。



個々の証拠の取調べに当たっては、実際に事件を見聞きするなどした人に、証人としてみなさんの目の前で語ってもらいます。

また、図面などの取調べに当たっては、適宜、法廷内のディスプレイを用いるなどして分かりやすく説明するよう

な工夫がされます。

難しい法律用語については、平易に言い換えたり、本質的なところから分かりやすく説明するなどします。



こうした分かりやすい審理は、充実した評議を行うための不可欠の前提でもあります。裁判員は、審理を見て、聞いて、考えたところ、感じた点を評議の場で率直に述べ、他の裁判員や裁判官と意見を交換していくことになります。

なお、実際に裁判員を経験された方々からは、「審理内容は理解しやすかった。」「評議で十分に議論ができた。」との感想が、多く寄せられています。



模擬裁判の様子（大阪地方裁判所）

## 刑事裁判で取り調べる証拠の例

### ● 犯行に使用された凶器など

例えば、被害者を刺した包丁など



法廷で示されますので、これを見て、その存在自体から「包丁で刺した」ことを認定する資料としたり、その大きさや形を「殺すつもり（殺意）があったこと」を認定する資料としたりします。

### ● 実況見分調書、検証調書

警察官が、事件現場などの状況を確認し、その結果を記録した書類



通常、現場の見取図や写真が付いており、位置関係などを確認することができます。法廷で検察官が読み上げた内容が判断の資料になります。図面や写真は、その内容を見て判断の資料にします。

### ● 鑑定の結果

医師などの専門家による、その専門知識を用いた判断。鑑定人が法廷での尋問で、判断に至る過程とともに口頭で説明することもあるが、書類（鑑定書）として提出されることもある。例えば、死体を解剖した医師が作成した被害者の死因、死体にある傷の位置や数、深さなどに関する鑑定書、現場に残された血液などに関するDNA型鑑定書など



鑑定書が提出された場合、検察官が法廷でその内容を読むのが通例ですが、内容が専門的ですので、裁判員裁判では、作成した鑑定人を証人として尋問する際に鑑定書の内容を分かりやすく説明してもらうなどの工夫がされます。

### ● 証人

目撃者などの証人の話を法廷で直接聞きます（証人尋問）。



証人尋問は、検察官や弁護人が証人に質問し、これ

に証人が答える形で進行していきます。証人尋問では、事件の状況などのほか、目撃した位置・距離、当時の明るさなど、証言の信用性にかかわることも質問されます。

事件を直接目撃した証人の証言などは判断の決め手になるものが少なくありませんが、思いこみや勘違い、記憶の薄れなどにより誤りが混じる危険もありますので、証言の信用性は、特に慎重に判断されます。

### ● 被告人

被告人が法廷で話した内容も証拠となります。



通常、弁護人や検察官が法廷で質問をし、被告人が答える形で進行します。事実関係が争われている事件では、被告人自身が検察官が請求した証拠と異なる話をする場合が多く、その場合は、そのいずれが信用できるかが問題となります。また、被告人が事実関係を認めている事件では、被告人が、その反省状況等を示す話をする場合があります。

### ● 供述調書

人が話した内容を記録した書類。例えば、参考人や被告人などが警察官や検察官に話した内容を記録した書類など



供述調書は、検察官が法廷でその内容を読むのを聞くこととなります。これまでの刑事裁判では、大量の供述調書が証拠として採用され、法廷ではその要旨のみが告げられ、裁判官が法廷外で内容を読み込んで判断資料とするというのが通例でした。

しかし、裁判員に供述調書を読んでもらうわけにはいきませんし、そうかといって、大量の供述調書が読み上げられるのを聞くのも負担が大きくなります。そこで、裁判員裁判では、このような証拠書類は最小限にとどめ、法廷で直接話を聞く（証人尋問又は被告人質問）ことが中心となります。

**コラム** 被害者参加制度

被害者・遺族が裁判員裁判の手續に参加することができます。

被害者参加制度とは、一定の刑事事件の被害者や遺族から申出があり、裁判所が許可した場合には、被害者・遺族が原則として公判期日に出席できるほか、一定の要件のもと、証人の尋問、被告人に対する質問などを行うことができるとする制度で、平成20年12月1日から施行されました。

裁判員裁判の対象事件のうち、殺人、強盗致傷、危険運転致死などの刑事事件は被害者参加制度の対象事件でもあります。そこで、これらの事件については、被害者・遺族が、裁判員裁判の手續に参加することができます。

参加が許可された被害者・遺族ができることは、次のとおりです。(被害者・遺族の弁護士が行うこともあります。)

- ① 公判期日への出席(被害者・遺族は、検察官の横や後ろなどに座ります。)
- ② 検察官の権限行使に関し、検察官に意見を述べ、説明を受けること。
- ③ 証人への尋問(情状に関する事項に限られます。)
- ④ 被告人への質問
- ⑤ 事実又は法律の適用についての意見陳述

被害者・遺族は、検察官とコミュニケーションをとりながら、これらの行為を行います。

**【参加が許可された被害者・遺族ができること】**

